# 基本構想検討シート　：　子育て分野

## 1　現行基本計画内の子育て分野における主な成果・実績

（1）子どもの育ちの支援
・子どもの居場所機能の充実（放課後子ども総合プランの試行実施、児童館の整備・拡充（中高生対応）など）
・子どものニーズ把握・参加（ティーンズミーティング・アンケート、キッズレポート・中高生情報誌での情報発信、ティーンズフェスタなど）
・子どもの権利擁護　（いじめ防止対策推進条例制定、体罰防止マニュアル作成、子ども条例・子どもの権利擁護委員普及啓発など）

（2）すべての子育て家庭への支援
・安心して出産できる環境の支援
（産前・産後支援ヘルパーの拡充、子育て世代包括支援センター事業（ゆりかご・めぐろ、産後ケア事業）の実施など）
・子育てネットワークづくり
（利用者支援事業の実施、民間子育てふれあいひろばの開設、児童館や学童保育クラブの乳幼児活動など）
・家庭における子育て力の向上
（総合相談窓口開設、子育てポータルサイト・情報誌の充実、子どもショートステイの受け入れ体制充実など）
・児童虐待の防止と対応
（子ども家庭総合支援拠点の設置、要保護児童対策地域協議会の強化、虐待対応マニュアルの改訂など）
・成長発達に応じた切れ目のない支援
（児童発達支援センターの設置、放課後等デイサービス、特別支援教育の充実など）
・特に配慮が必要な家庭への支援　（子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援など）

（3）子育てと仕事の両立支援
・放課後児童健全育成事業の推進　（学童保育クラブの新規整備・利用定員の拡充、ランドセル来館の拡充など）
・保育所の整備
・多様な保育の充実　（病後児・病児保育、一時保育、延長保育の充実、医療的ケア児の受け入れなど）
・ワークライフバランスの推進
（子育て家庭の就労支援、区民・事業所への情報提供・啓発、職員の仕事と育児の両立支援など）

## 2　子育て分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

**■近年の社会状況の変化**

（1）合計特殊出生率は増加傾向にあるが、長期的な少子化の傾向は継続している。
　＜国　H21年1.37→H29年1.43　都　H21年1.12→H29年1.21＞
（2）共働き世帯が増加し、専業主婦世帯は減少している。
　＜共働き　H21年995万→H29年1,188万（世帯）、専業主婦　H21年831万→H29年641万（世帯）＞
（3）ひとり親家庭と子どもの貧困率は若干改善傾向であるが、高止まりの傾向は継続している。
　＜ひとり親家庭　H21年50.8%→H27年50.8%　子ども　H21年15.7%→H27年13.9%＞
（4））保育所等を利用する児童の数は急激に増加し、過去最多となっている。
　＜国　H21年208万人→H29年255万人、都　H21年185,475人→H29年277,708人＞
（5）保育所の待機児童は依然として深刻である。
　＜国　H21年26,275人→H29年26,081人、都　H21年7,939人→H29年8,586人＞
（6）学童保育クラブの待機児童も深刻化している。
　＜国　H21年9,257人→H29年16,929人（全国学童保育連絡協議会調査）＞
（7）児童相談所における虐待対応件数が増加している。
　＜国　H21年度44,211件→H29年度133,778件、都　H21年度3,339件→H29年度14,207件＞
（8）若年無業者・引きこもり・不登校も依然として深刻である。
　＜15～39歳無業者割合　国　H21年2.1%→H29年2.1%　中学校不登校割合　H21年2.77%→H28年3.01%＞

**■国や都の動きや方向性**

（1）子ども・子育て支援新制度（H27年～）
- 地域型保育の創設、地域の子育て支援の充実、仕事・子育て両立支援など

（2）待機児童対策
- 子育て安心プラン（H29年）（保育の受け皿の拡大、保育人材確保、保護者へ寄り添う支援の普及促進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した働き方改革）
- （都）待機児童解消に向けた緊急対策（H28年）（保育所整備促進、人材の確保・定着支援、利用者支援充実）
- 新・放課後子ども総合プラン（H31年）（学童保育クラブの受け皿の確保、学童保育クラブと放課後子ども教室等を一体的又は連携して実施）

（3）女性の活躍・働き方改革
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立（H27年、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方など）
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律成立（H30年、女性の活躍に関する状況の把握、課題分析の他、数値目標を含む「事業主行動計画」の策定・公表等の義務付けなど）
- （都）働き方改革宣言企業制度、東京テレワーク推進センター設置、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業選定、テレワーク活用・働く女性応援事業、働くパパママ育休取得応援事業、女性の活躍推進加速化事業などの実施

（4）児童虐待等への対応
- 児童福祉法大幅改正（H28年度）（家庭と同様の養育の推進、子育て世代包括支援センターの法定化、区市町村や児童相談所の体制・権限強化、被虐待児童への自立支援の強化など）
- 児童虐待防止対策の緊急総合対策・体制総合強化プラン（H30年、情報共有・連携の徹底、専門職大幅増など）
- （都）児童相談体制の強化に向けた緊急対策(H30年、安全確認行動指針の策定など）
- 児童福祉法改正（R元年度）（体罰の禁止、児童相談所体制強化など）（都）子供への虐待の防止等に関する条例策定（H30年度、子どもの安全確認協力、体罰等禁止など）

（5）若者支援
- 地域若者サポートステーション、（都）ひきこもりサポートネット、（都）若者総合相談「若ナビ」

## 3　区の現状

（1）平成29年度の合計特殊出生率は1．07で増加傾向にあるものの、全国・都の平均を下回っている。（図表1）
（2）平成27年国勢調査の女性労働力率（20歳から59歳まで）は75．7%で、10年前から8．7ポイント上昇している。特に保育需要が高まる30代の労働力率※は12．5ポイント上昇している。（図表2）
（3）平成26年度からの5年間で認証保育所等も含めた保育施設定員は1．7倍に増えている。（図表3）
（4）学童保育クラブの入所児童は平成26年の1,370人から31年は1,797人で1．3倍に増えている。
※労働力率－就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が人口全体に占める割合。
（5）ひとり親等家庭対象の児童扶養手当受給者は、平成21年の876人から29年の937人に増加している。
（6）目黒区要保護児童対策地域協議会での虐待を含めた対応件数は近年急増している。（図表4）
（7）様々な背景を持つ家庭の増加などにより、子どもや保護者からの相談内容が複雑化し、多機関連携でのオーダーメイド型の支援が必要なケースが増加している。

図表１：出生数・合計特殊出生率

出典：厚労省「人口動態統計の概況」東京都「人口動態統計」より所管課作成

図表２：年齢構成別女性の労働力率（%）

出典：国勢調査より所管課作成

図表３：待機児童・保育定員・要保育率（各年４月１日現在）

出典：所管課作成

図表４：要保護児童対策地域協議会対応件数

出典：目黒区要保護児童対策地域協議会代表者会議資料より所管課作成

# 基本構想検討シート　：　子育て分野

## 4　子育て分野の個別計画の概要

■子ども条例（平成１７年１２月１日施行）

児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ちの大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことができるまちの実現を目的とします。

■子ども総合計画（平成２７年３月改定　計画期間：平成２７年度～３１年度）

【基本理念】
（1）子どもの人権を尊重する
（2）子どもの主体性や社会性をはぐくむ
（3）地域全体で支える

【基本目標】
（1）子どもの権利を尊重する
（2）子どもの健やかな成長・発達を支える
（3）子どもがすべての家庭で大切にされる
（4）子どもの生きる力を育む
（5）子どもが地域で育つ
（6）子どもと子育てにやさしいまちをつくる

## 5　新たな政策課題

（1）世代を超えて社会全体が子どもと子育てを支援する意識の啓発が求められている。

（2）保健、医療、福祉、教育などにわたって、妊娠期から青年期までを途切れなく包括的に支援する仕組みについて検討を進めていく必要がある。

（3）様々な背景を持つ子どもや保護者のニーズに対応した子育て支援サービスの充実が求められている。子ども食堂などの地域団体との協働や民間の子育てふれあいひろばの整備など、子どもの育ちを支え、見守るネットワークを強化する必要がある。

（4）子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）、児童相談所を中核とした、子どもの最善の利益を確保するための総合的な子ども家庭支援体制の構築が求められている。

（5）今後の保育需要を見据えた保育所や学童保育クラブなどの施設整備と、医療的ケア児など多様なニーズに対応する良質な保育サービスの提供が求められている。

## 6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

**5年後**

（1）子どもや青少年の様々な交流や体験の機会を充実させ、家庭、学校、地域、関係団体、行政の連携・協力を推進する。

（2）様々な相談、サービスを再構築し、妊娠期から青年期までを包括的に支援する枠組みをつくる。

（3）地域団体との協働や民間の子育てふれあいひろばの整備を進め、様々な背景を持つ子どもの育ちを支え、見守る、様々な世代による地域のネットワークの構築に取り組むとともに、様々な背景を持つ子どもや保護者のニーズに対応した子育て支援サービスの様々な場所での提供を推進する。

（4）子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、児童相談所の更なる連携を進め、リスクの高い子どもや家庭の的確な把握とアセスメント、効果的な支援が行える体制の構築に取り組む。

（5）保育所の待機児童ゼロを継続するとともに、保育定員の拡大に対応した保育の質の確保に取り組む。また、放課後子ども総合プランを実施可能な小学校から順次実施し、多様な体験・活動を行う新たな放課後の居場所を提供する。

**１０年後**

（1）家庭、学校、地域、関係団体、行政の連携・協力により、子どもや青少年の様々な交流や体験の機会を充実させ、主体性が尊重され、権利が守られた環境を整備する。

（2）保健、医療、福祉、教育などの分野での総合的な子育て支援を行い、地域での子育て支援活動や多様な保育サービスが充実し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する。

（3）多くの子どもや保護者のニーズに合った子育て支援サービスの充実を図る。

（4）子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所を区が一元的に運用し、様々な関係機関、地域の人々とともに虐待を未然に防止するためのネットワークを構築する。

（5）子どもの健全な育ちを保障する良質な保育サービスを提供する。また、放課後子ども総合プランを実施可能なすべての小学校内で実施し、安全・安心な放課後の居場所を拡大するとともに、社会ニーズに合った児童館・学童保育クラブ事業の再構築を進める。

## 7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

# 基本構想検討シート　：　教育分野

## 1　現行基本計画内の教育分野における主な成果・実績

（1）「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進
- 区独自の学力調査の結果等を踏まえた指導方法・内容の工夫・改善や個に応じた指導による学力の向上
- 全小・中学校に外国語指導員（ALT）を派遣、英語によるコミュニケーション機会の充実、小中9年間を通した外国語教育の実施
- 発達段階に応じた人権教育の実施、道徳科の教科化に伴い「考え、議論する道徳」への質的転換
- いじめや不登校への対応を図るため全小・中学校、園へのスクールカウンセラーの派遣、いじめ防止等への組織的対応の強化
- 全小・中学校、園において、教科等の学習と関連付けたオリンピック・パラリンピック教育の推進

（2）学校の教育活動を支える条件整備の充実
- 教員人材育成基本方針策定、校内研修等の充実による教員の資質・能力の向上
- 地域人材や専門家を活用した多様な教育活動の実施、外部指導員・部活動指導員を活用した部活動環境の充実
- 児童の放課後の安全な居場所づくりのため、ランドセルひろば及び子ども教室の管理・運営を実施

（3）子どもの安全・安心の確保
- 正門電子錠の改修、教職員の危機管理意識向上のための計画的な研修等の実施
- 中学生に防災用ヘルメットの貸与、発達段階に応じた防災教育、計画的な安全教育、情報モラル教育等の実施
- 「めぐろ子ども見守りメール」「こども110番の家」等、学校、家庭、地域との協働による安全対策の実施

（4）学校環境の整備
- 小学校校舎等の改築、校庭整備、トイレの環境改善等の実施、全小・中学校体育館に空調設備設置
- 区立幼稚園の適正配置及び認定こども園の開園、統合による区立中学校の適正規模・適正配置

（5）特別支援教育の推進
- 全小・中学校での特別支援教室事業の展開、個に応じた指導ができる教員育成のための研修等の実施
- 特別支援教育に関する講演会の開催、啓発資料の配布等による理解啓発の実施
- 就学前から卒業後までを見通した支援に向けて、教育支援委員会を設置し、関係部局・関係機関との連携を強化

## 2　教育分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

**■近年の社会状況の変化**

（1）人口減少・高齢化の進展、IoT（様々なモノをインターネットに接続することで遠隔計測・制御などを行うこと）やビッグデータ、AI等急速な技術革新、グローバル化の進展、経済格差による子どもの貧困、児童虐待など、学校に求められる機能が複雑化・多様化している。
（2）世帯構造の変化や地域社会の変化による家庭・地域の教育力の向上が求められている。
（3）新学習指導要領が告示され、「社会に開かれた教育課程」を介し、その目標を社会と共有することが重視されている。
（4）学校が地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」が求められている。
（5）インクルーシブ教育システム（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み）の構築が求められている。
（6）2020年頃までに、教育委員会所管の学校施設を対象とした個別施設毎の長寿命化計画を策定することとされている。
（7）政府は、幼児教育の無償化を段階的に実施してきており、2019年10月から保育所、幼稚園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用者負担額が無償化される。
（8）東日本大震災を契機として主体的に行動できる防災教育、SNSの普及に伴う情報モラル教育など、子どもの安全・安心の確保の取組が求められている。
（9）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、オリンピック・パラリンピック教育が推進されている。
（10）教職員の長時間勤務の実態が看過できない状態であり、「学校における働き方改革」が全国的な課題となっている。
（11）教育委員会制度改正により、首長と教育委員会との連携を強化し、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、教育行政を推進していく。

**■国や都の動きや方向性**

**国の教育政策の目標（第3期教育振興基本計画より抜粋）**
（1）確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
（2）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
（3）グローバルに活躍する人材の育成
（4）家庭の経済状況や地理的条件への対応
（5）多様なニーズに対応した教育機会の提供
（6）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
（7）ICT利活用のための基盤の整備
（8）児童生徒等の安全の確保

**都の取組（東京都教育大綱より抜粋）**
（1）全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
（2）新しい価値を創造する力を育む教育の推進
（3）世界で活躍できる人材の育成
（4）社会的自立に必要な力を育む教育の推進
（5）悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
（6）障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の推進
（7）オリンピック・パラリンピック教育の推進
（8）子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

**都の取組（東京都教育ビジョン（第4次）より抜粋）**
（1）全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
（2）社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
（3）グローバルに活躍する人材を育成する教育
（4）夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
（5）豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
（6）健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
（7）オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
（8）これからの教育を担う優れた教員の育成
（9）教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」
（10）質の高い教育を支える環境の整備
（11）家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

## 3　区の現状

（1）平成30年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに調査した全教科において、全国平均・東京都平均を上回っている。（図表1）
（2）小学校では、2020（令和2）年度に向けて、区独自の教材を活用した外国語教育の先行実施、指定校でのプログラミング教育の実践研究を実施している。
（3）ICT機器を活用した教育のための環境整備が国が示す目標に達していない。
（4）全小・中学校31校中25校が今後10年間で築後60年を迎えるなど学校施設の老朽化が進行している。
（5）平成30年度の区立小学校の児童数は9，492人であり、平成24年度と比較し1，249人増加している。区立中学校の生徒数は平成26年度までは2，800人台で推移していたが、平成30年度は2，624人となっている。（図表2）
（6）特別支援学級の児童・生徒数は横ばいの状況であるが、特別支援教室を利用する児童・生徒数は増加傾向にある。（図表3）
（7）目黒区人口・世帯数の予測（平成30年3月）では、年少人口（0～14歳）は、しばらく増加を続け、2025（平成37）年の3．5万人をピークに減少に転じる。

図表１：全国学力・学習状況調査結果の概要（平成30年度）

小学校の平均正答率　（%）

| | 目黒区 | 東京都 | 全国（公立） |
|---|---|---|---|
| 国語A | 78 | 74 | 70.7 |
| 国語B | 62 | 57 | 54.7 |
| 算数A | 74 | 67 | 63.5 |
| 算数B | 62 | 55 | 51.5 |
| 理科 | 66 | 62 | 60.3 |

中学校の平均正答率　（%）

| | 目黒区 | 東京都 | 全国（公立） |
|---|---|---|---|
| 国語A | 80 | 77 | 76.1 |
| 国語B | 67 | 63 | 61.2 |
| 数学A | 70 | 67 | 66.1 |
| 数学B | 53 | 49 | 46.9 |
| 理科 | 68 | 65 | 66.1 |

出典：きょういく広報No.166より

図表２：児童数・生徒数の推移（特別支援学級を含む）

出典：「目黒区の教育（年度事業報告書）」より所管課作成

図表３：特別支援学級及び特別支援教室（情緒）の児童数（左図表）と生徒数（右図表）の推移

出典：「目黒区の教育（年度事業報告書）」より所管課作成

# 基本構想検討シート　：　教育分野

## 4　教育分野の個別計画の概要

**■めぐろ学校教育プラン（平成２９年３月改定　計画期間：概ね２年～４年）**

（1）　目指す子ども像
　21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども
（2）　目指す学校像
　魅力と活力にあふれ、信頼される学校
【取組の方向】
　①確かな学力の向上
　②豊かな心の育成
　③健やかな体の育成
　④学校における質の高い教育環境の確保
　⑤子どもの安全・安心の確保
　⑥家庭・地域との連携
　⑦快適な学校環境の整備
「オリンピック・パラリンピック教育の推進」

**■目黒区特別支援教育推進計画(第三次)**
**（平成２７年３月改定　計画期間：平成２７年度～３１年度）**

【重点目標】
（1）特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します
（2）障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します
（3）就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します
【推進施策】
①特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒への指導の充実
②通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実
③多様な学びの場の充実
④特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進
⑤特別支援教育の理解啓発
⑥就学前からの教育相談体制等の充実
⑦個に応じた支援体制の整備

**■目黒区教育に関する大綱**
**（平成２８年３月策定　対象期間：平成２８年度～３２年度）**

【基本目標】
豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現
【基本方針】
基本方針１　人権を尊重する教育の推進
基本方針２　地域ぐるみの教育の振興
基本方針３　学校教育の振興
基本方針４　社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興
基本方針５　芸術文化の振興

## 5　新たな政策課題

（1）児童・生徒の基礎的な力の確実な習得に加え、社会の変化が加速化、複雑化するこれからの世代に必要な資質・能力を育むための授業改善が求められている。
（2）命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の育成と、豊かな人間性や社会性、創造性の涵養を目指して、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等の充実が求められている。
（3）健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実が求められている。
（4）個人の進度や能力、関心に応じた多様な学びの場を保証するために、個人の学習評価や学習到達度を踏まえた、一人ひとりに対応した学習計画や学習内容の設定、多様な集団における協働学習及び指導体制などの実現が求められている。
（5）グローバル化・情報化の進展に対応した情報教育、教科指導や特別支援教育でのICT機器の活用、校務処理の効率化を通した更なる教育の質の向上を図るための教育の情報化が必要である。
（6）教員以外の専門スタッフや外部人材・地域資源の活用による「チームとしての学校」の機能強化と、家庭・地域・関係機関が連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。
（7）高い専門性と指導力、協働性を備えた教員人材の育成のための研修の充実と、教員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に従事できるようにするための働き方改革の実現が求められている。
（8）児童・生徒等の学習・生活の場であり災害時には避難所にもなる学校施設の安全性の確保と教育環境の向上を図るため、学校施設の老朽化への対応と時代に即した学習基盤整備が必要である。
（9）小規模化の課題を解消し、さらなる区立中学校の魅力づくりに向けて、区立中学校の適正規模・適正配置を推進する必要がある。
（10）障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を更に充実させるインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

## 6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

**5年後**

（1）新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。
（2）小集団学習、個別学習などの学習形態を取り入れた多様な学びを実施する。
（3）教育の情報化推進計画に基づく基盤整備、教員のICTを活用した指導力の向上を図る。
（4）教員以外の多様な専門スタッフの配置・活用による「チーム学校」を推進する。
（5）学校現場における業務の適正化、勤務時間管理の徹底、ICTの活用による校務の効率化を図る。
（6）学校施設の長寿命化計画に基づく学校施設の改修・改築、学校統合による適正規模化と教育環境の向上を図る。
（7）全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、連続性のある多様な学びの場を充実する。

**１０年後**

（1）デジタル教材など、ICTを効果的に活用した授業を実践していく。
（2）一斉一律の授業形態から、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場への転換、異年齢・異学年集団での協働学習を拡充していく。
（3）ICTも含めた新たな教育環境に対応できる学校施設など、教育インフラを更に充実していく。
（4）「チーム学校」に加え、地域人材や社会資源と連携・協働する学校運営体制を構築していく。
（5）学習指導・生徒指導、学校経営等の場面でのICTの活用を図り、教育の質を向上させるとともに教員の負担を軽減していく。
（6）年少人口の増加とその後の推移を見据えた学校施設を整備していく。
（7）インクルーシブ教育システムの構築を推進していく。

## 7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

# 基本構想検討シート　：　生涯学習分野

## 1　現行基本計画内の生涯学習分野における主な成果・実績

（1）生涯学習の推進
- 人権教育、家庭教育等の課題を設定し、ライフステージ・ライフスタイルに応じた様々な社会教育講座の実施
- 地域サークル講座の実施、学びの成果を地域に生かすことの意義を広めるフォーラムの実施
- 区内等教育機関との連携講座の実施

（2）地域ぐるみの教育の振興
- 家庭教育啓発冊子の作成・配布、家庭教育学級・講座実施に向けた相談体制の整備
- 中学校区ごとに組織された地域教育懇談会活動の充実に向けた支援
- 子どもたちの安全・安心の場や様々な体験・交流の場として、ランドセルひろば及び子ども教室を実施

（3）社会教育活動の促進
- 社会教育講座の実施、活動の場の提供、団体支援など社会教育館等の機能の充実と効果的・効率的な運営
- 利用者懇談会や館まつりなど団体の交流や発表の場の充実
- 地域サークル講座の実施、学びの成果を地域に生かすことの意義を広めるフォーラムの実施

（4）図書館サービスの充実
- 全8館の資料を全館共有の資料とし、区内全域で均一な図書館サービスを提供するために構築した図書館情報システムの維持発展
- インターネットによるオンラインサービス（区内所蔵資料の検索、予約等）を可能とする図書館ホームページの機能向上
- 民間活力を活用（業務委託）することによる、八雲中央図書館及び大橋図書館での通年開館（第1月曜日、年末年始を除く）の実施

（5）文化財の保護
- 区指定文化財の指定と指定文化財の修理と文化財めぐりの実施
- 文化財についての情報提供（文化財マップ等の刊行）
- めぐろ歴史資料館における常設展、企画展の実施

## 2　生涯学習分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

**■近年の社会状況の変化**

（1）平均寿命が延び、健康寿命の延ばし方、社会で培った技能の地域への還元などの仕組みづくりが行政の課題となっている。

（2）グローバル化や情報化などの影響を受け、各家庭の抱える課題が複雑化している。また、いじめや不登校、児童虐待など子どもを取り巻く課題のために、家庭、地域、学校が連携を強めることが求められている。

（3）共働き世帯の増加により、子どもの放課後の居場所作りの必要性が高まっている。

（4）学習成果や知識を地域に還元したいと思わない区民が増加している（平成26年度目黒区世論調査37．1%、平成29年度目黒区世論調査　51．0%）。

（5）高度情報化社会の進展、読書環境の変化、インクルーシブ社会の形成に向けた取組など様々な課題や多様化する区民 ニーズに適切に対応することが求められている。

（6）文化財保護法が改正されたことにより、文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制作りが求められている。

**■国や都の動きや方向性**

**国の教育政策の目標（第3期教育振興基本計画より抜粋）**

（1）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
（2）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
（3）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
（4）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
（5）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
（6）障害者の生涯学習の支援
（7）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
（8）児童生徒等の安全の確保

**国の動き（社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（令和2年4月1日施行））**

（1）社会教育主事講習修了者に新たに「社会教育士」の称号が付与されることとなった。

（2）社会教育士は、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わることが期待されている。

**国の動き（平成30年10月文部科学省組織改正）**
**生涯学習政策局が総合教育政策局に**

（1）社会が大きく、かつ急速に変化する中で、生涯学習社会実現の重要性は一層高まっている。

（2）これまでの組織では、学校教育政策と社会教育政策とが縦割りで展開されているという指摘もあり、生涯学習政策の一層強力な推進が不可欠。

（3）総合教育政策局はこれまでの取組を大きく前進させ、学校教育と社会教育を通じた教育政策をより強力かつ効果的に推進し、文部科学省の先頭に立って、誰もが必要なときに必要な教育を受け、また学習を行い、充実した生涯を送ることができる環境の実現を目指す。

**文化財に関する国の動き**
**文化財保護法改正（平成31年4月1日施行）**

（1）過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題

（2）有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ，文化財継承の担い手を確保し，地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため，地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や，地方文化財保護行政の推進力の強化を図る

**未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）**

文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域作りに生かす自治体に対し支援を行う。

**図書館に関する国の動き**

（1）図書館法改正による図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等の整備等（平成20年）

（2）文部科学省　「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」策定（平成24年）

（3）「文字・活字文化振興法」制定（平成17年）

（4）文部科学省　第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定（平成30年）

（5）著作権法改正による障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（平成30年）

（6）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定（令和元年）

**都の取組み（第4次東京都教育ビジョンより抜粋）**

家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

（1）学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進する。

（2）地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進する。

【関連する施策展開】社会教育の振興、文化財の保護

## 3　区の現状

（1）平成29年の世論調査では、1年間で生涯学習活動を行ったと回答した人は26.0%であり、平成26年と比較して8.5ポイント増加している。（図表1）

（2）平成29年の世論調査では、知識や経験を生かして地域の活動を行いたいとは思わないと回答した人は51.0%であり、平成26年と比較して13.9ポイント増加している。（図表2）

（3）社会教育登録団体の社会教育館等の利用率はほぼ横ばいであり、他の団体利用に比べると高い利用率となっている。（図表3）

（4）平成29年の世論調査では、この1年間に目黒区立図書館を利用したことがあると回答した人は44.9%であり、平成26年と比較して2.1ポイント減少しているが、ほぼ横ばいである。また、貸出点数、貸出密度（住民一人当たりの貸出資料数）、予約件数は全国市町村（人口20～30万）の平均と比較して高い。（図表4）

図表１：生涯学習活動への参加の有無

出典：第４４，４５回目黒区世論調査より

図表２：知識・経験の地域還元

出典：第４４，４５回目黒区世論調査より

図表３：社会教育館等の利用団体別利用状況

出典：「目黒区の教育（年度事業報告書）」より所管課作成

図表４：公共図書館状況比較表

| | 全国市町村（人口20～30万）の貸出密度上位10%の公立図書館の平均数値（政令指定都市、特別区は除く） | 目黒区 |
|---|---|---|
| 人口 | 253,096.6人 | 277,803人 |
| 図書館数 | 7.0館 | 8館 |
| 蔵書冊数 | 1,079,933.2冊 | 1,184,598冊 |
| 登録者数 | 116,581.5人 | 126,467人 |
| 貸出点数 | 2,570,758.0点 | 4,133,416点 |
| 人口当貸出点数（貸出密度） | 10.1点 | 14.88点 |
| 予約件数 | 407,809.6件 | 1,192,583件 |

出典：日本図書館協会「図書館雑誌」（2018.05号）、「目黒区の教育（年度事業報告書）」より所管課作成

# 基本構想検討シート　：　生涯学習分野

## 4　生涯学習分野の個別計画の概要

**■目黒区生涯学習推進基本構想（平成１４年１１月改定）**

【基本目標】
〇区民が主体的に学習活動を行う生涯学習
〇豊かな地域社会の形成に生かすことができる生涯学習
【基本方針】
1　区民が主体的に学習活動を行うことができるよう条件整備を行います
2　ライフステージに応じた学習要望に応えていきます
3　ライフスタイルに応じた学習要望に応えていきます
4　「地域に学び、地域に生かす」仕組みを整備していきます
5　区民、学校、学習団体などと行政との連携・協力により多様な学習の機会を提供していきます
6 生涯学習推進態勢を高めます

**■目黒区立図書館基本方針（平成２９年４月改定）**

【基本となる理念】
目黒区基本構想の掲げる三つの基本理念が地域社会に実現され、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」を区民一人ひとりが実感できる、住みたいまち、住み続けたいまち目黒を目指し、図書館サービスを提供する。
【目指す方向性】
（1）知・文化の拠点となる
（2）交流の場と暮らしの情報の提供により生活の質を高める
（3）区民・利用者一人ひとりの役にたつ
（4）子どもたちを本の世界にいざなう
（5）地域とつながる

**■目黒区教育に関する大綱**
**（平成２８年３月策定　対象期間：平成２８年度～３２年度）**

【基本目標】
豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現
【基本方針】
1　人権を尊重する教育の推進
2　地域ぐるみの教育の振興
3　学校教育の振興
4　社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興
5　芸術文化の振興

**■目黒区生涯学習実施推進計画**
**（平成２７年３月改定　計画期間：平成２７年度～３１年度）**

1　区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実
2　区民の学習・交流機会提供の充実
3　区民・団体の生涯学習活動支援の充実
4　地域に学び地域に生かす仕組みの構築

**■目黒区子ども読書活動推進のための方針（平成２１年３月改定）**

子どもにとって自由で楽しい読書が繰り広げられるよう、関係機関と連携して子どもの読書活動を推進する環境の整備
（1）子どもの読書活動の環境づくり
（2）学校・地域が連携した事業の展開
（3）読書のネットワークづくり

## 5　新たな政策課題

（1）多岐多様な区民の要望に対応していくため、行政と民間事業者との役割分担による事業運営の必要がある。

（2）学習成果や知識を地域に還元することが更に自分たちの学習を豊かにするものであることへの理解を深めることが求められている。

（3）家庭教育支援では、時代とともに変化している保護者のニーズや興味に、より柔軟に対応した事業が求められている。

（4）子どもたちの安全・安心な居場所の確保と、地域の人材を活用した子どもたちの体験機会の提供のために、放課後子ども対策課と連携、協力して放課後子ども総合プランを推進していく必要がある。

（5）図書館基本方針において掲げている5つの目指す方向性を様々な施策の展開により実現していく必要がある。

（6）近年、土地の再開発や道路整備が進む中で、特に指定や登録を受けていない文化財については失われやすく、保護していく必要がある。

## 6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

（1）区民のニーズに対応した多様な学習機会を提供していく。

（2）区民の学習成果を活用した学習機会を提供していく。

（3）保護者の状況に応じた家庭教育を支援していく。

（4）子どもたちの安全な居場所の提供や地域人材を活用した子どもたちの体験機会の提供と、家庭、学校、地域が連携して子どもを育成していく。

（5）図書館について、地域の情報拠点として、また、人々の交流の場としての役割を一層発展させ、多様な組織と連携しながら、区民・利用者のライフステージに即した質の高いサービスを提供していく。

（6）区内の文化財を良好な状態で次世代に継承するとともに、歴史資料館を拠点とし、区民に郷土学習の機会を積極的に提供していく。

## 7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

# 基本構想検討シート　：　環境分野

## 1　現行基本計画内の環境分野における主な成果・実績

（1）環境負荷低減の推進
- 地球温暖化等に関する現状の周知、環境配慮行動の誘導・支援
- 自動車利用におけるエコドライブや低燃費車普及の推進
- 環境負荷低減機器等の区民・事業者への導入の促進
- 環境負荷低減の具体策に対する区の率先した取組

（2）資源循環型まちづくりの推進
- 区民や事業者に対するごみの発生抑制の推進
- 再使用、再利用すべき対象品目及び回収目標量を定めた再資源化
- 地域の実態に配慮した資源回収・ごみ収集、環境負荷の少ない適正なごみ処理、低公害車の導入

（3）公害対策の充実
- 公害発生源の対策、低公害車の普及推進、公害情報の周知・提供及び対策の啓発等
- 土壌汚染対策等、有害化学物質取り扱い事業者への適正管理の徹底、アスベスト飛散防止対策
- 日常生活に起因する近隣公害に関し、環境配慮への理解を高める啓発等の取組
- 地域特性に合わせた環境整備の推進
- 事業者が自主的に環境負荷を低減する事業を展開するための啓発・支援

（4）多様な主体との連携による環境行動の推進
- 補助計画等に基づく環境保全施策の効果的な展開
- 区民・事業者・団体と協働した環境保全活動の促進キャンペーン実施と地域活動支援
- 実行プログラムの作成・普及を通じ、目標設定した地域の環境負荷低減の推進
- 具体的な行動に結びつく知識の普及と、環境保全活動が地域に広がる人材づくりの支援
- 区民・事業者・団体の活動の活性化とネットワーク作り
- 地球温暖化防止に関する計画等に基づく環境配慮行動の率先した取組
- 環境保全施策の実施状況及び評価を明らかにした環境報告書の公表

## 2　環境分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

**■近年の社会状況の変化**

近年、地球温暖化をはじめ、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルでの環境問題が顕在化している。

例えば、新たなエネルギー資源として太陽光をはじめとする再生可能エネルギー等の普及が期待される一方で、水銀を含む製品の適正な排出や、2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる海洋汚染、食品ロス等の新たな環境課題も世界的な問題として注目を集めている。また、近年では、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化による気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれがある。

いずれも私たちの暮らしに係る課題であり、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要となってきている。

**■国や都の動きや方向性**

（1）国は、2013（平成25）年に「小型家電リサイクル法」を施行し、使用済小型家電の再資源化の促進に関する方針を示した。

（2）国は、2015（平成27）年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を制定し、区市町村に対して、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずる努力義務を規定した。

（3）都は、2016（平成28）年に「東京都環境基本計画」を改定し、世界一の環境先進都市・東京を目指して環境施策を総合的に展開していくことを示した。併せて、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、資源ロスの削減や、廃棄物の循環的利用の更なる促進等の施策を掲げた。

（4）国は、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを示した。その後、国会の承認を得て、国と地域が参加する公平で実効的な2020（令和2）年以降の法的枠組みである「パリ協定」の受託書を提出し、批准手続きが完了した。

（5）2018（平成30）年に「気候変動適応法」が公布、施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して地球温暖化への適応策を推進することとされるとともに、区市町村に対して区域の特徴に応じた「地域気候変動適応計画」策定の努力義務が規定された。

（6）国は、2018（平成30）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等の実現に向けて、食品ロスやマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策等の取組を掲げた。

（7）2019（令和元）年5月に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、公布された。また、6月のG20大阪サミットでは、各国が自主的に、海洋プラスチックごみに対する具体的な行動を促進することで合意した。

## 3　区の現状

（1）二酸化炭素排出量は、2010（平成22）年度（基準年）以降一時的に増加傾向にあったが、その後減少傾向にある（平成28年度が最新値）。（図表1）
（2）エネルギー使用量は、2010（平成22）年度（基準年）に比べて減少傾向にある（平成28年度が最新値）。（図表2）
（3）新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成件数を、2019（令和元）年度までに1,253件とする目標を掲げており、2018（平成30）年度末で累計1,477件、達成率117.9%となっている。
（4）2017（平成29）年度のごみ量は52,801t、資源回収量は18,745t、リサイクル率は26.2%で前年度に比べてほぼ横ばいとなっている。（図表3）
（5）ごみ集積所の小規模分散化が進んでおり、2000（平成12）年の清掃事業移管時に比べ2倍以上に増加している（現在約2万カ所）。（図表4）

図表１：目黒区における二酸化炭素排出量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量　（1990年度～2016年度）」より所管課作成

図表２：目黒区におけるエネルギー消費量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量　（1990年度～2016年度）」より所管課作成

図表３：目黒区ごみ量と資源回収量の推移

出典：所管課作成

図表４：集積所数の推移

出典：「目黒区一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」、東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」より所管課作成

# 基本構想検討シート　：　環境分野

## 4　環境分野の個別計画の概要

**■目黒区環境基本計画**
**（2017(平成２９)年３月改定　計画期間：2017(平成２９)年度～2026(令和８)年度）**

【目指すべき環境像】
「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」
【基本方針】
１ 省エネのまちづくり「地球温暖化対策を推進する」
２ 循環型社会づくり「ものを大切にして循環型社会を実現する」
３ みどりづくり
「みどりをはぐくみエコロジカルネットワークを形成する」
４ 生活環境づくり「健康で快適に暮らせる生活環境を確保する」
５ ひとづくり「環境を守りはぐくむ人を育てる」
【重点的に取り組むテーマ】
「一人ひとりの自主的な行動を促す」取組

**■目黒区一般廃棄物処理基本計画**
**（2016(平成２８)年３月改定　計画期間：2016(平成２８)年度～2025(令和７)年度）**

【基本理念】
「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現
【目標】
2025（令和7）年度までに、1人1日当たり約100g、区全体で年間1万tのごみ減量を実践し、そのうち約2割を資源化することにより、リサイクル率を約32%まで引き上げる。
【基本方針】
１ ごみをつくり出さないための工夫や啓発を積極的に行います
２ 資源を徹底的に有効利用します
３ ごみを安全かつ適正に収集・運搬します
４ ごみを安全かつ適正に処理します

## 5　新たな政策課題

（1）家庭・業務・自動車部門それぞれに対する地球温暖化対策をより一層啓発していくと同時に、区としても地球温暖化対策に率先して取り組んでいく必要がある。

（2）二酸化炭素排出量を削減するために、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業による再生可能エネルギー設備等をより一層普及していく必要がある。

（3）熱中症予防対策、ヒートアイランド対策等の地球温暖化への適応策（※）を推進する必要がある。（※すでに現れている地球温暖化による影響や中長期的に避けられない影響に対する対策等）

（4）公害対策について、区民が必要とする情報の精査及び適切な伝達手段の構築に、より一層努めていく必要がある。

（5）多様な主体との連携による環境行動を推進するために、補助計画等の改定と進行管理、環境イベント等の実施、環境負荷軽減活動を行う人材育成支援等の継続が求められる。

（6）持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた更なるごみの減量の推進が求められている。

（7）高齢化や共働き世帯の増加、ごみ出しマナーの悪化等の社会状況等の変化を考慮したごみ集積所のあり方について検討していく必要がある。

（8）更なるごみの減量に向けて、費用対効果を考慮した新たな資源回収のあり方を検討していくことが求められている。

（9）災害時にも廃棄物を適正かつ迅速に処理するための仕組みづくりについて検討していく必要がある。

## 6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

**5年後**

（1）2020（令和2）年度に改定を予定している「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」に、国（※）や都の目標等を踏まえた削減目標を設定し、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量のより一層の削減を目指す。
※国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26%削減する目標を掲げている。

（2）国や都の動きを踏まえ、区を取り巻く社会状況の変化に合わせて2026（令和8）年度に「目黒区環境基本計画」を改定し、新たな環境問題や環境課題に柔軟かつ的確に対応していく。

（3）持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、全ての資源とごみの適正排出に向けた普及啓発を推進していくとともに、さらに資源化すべき品目や回収方法についての検討を進めていく。

（4）戸別収集と家庭ごみの有料化との関連を含めたごみ集積所のあり方についての検討を進めていく。

（5）関連する所管と連携し、災害廃棄物の処理を適切に進めていく。

**１０年後**

方向性については、5年後と同様。

## 7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定